

『医療福祉政策研究』投稿規程

1. 投稿条件

本会報への投稿は、日本医療福祉政策学会会員であることを条件とします。著者が複数の場合は、少なくとも筆頭著者は本学会員でなければなりません。ただし、本学会の依頼による場合はこの限りではありません。

2. 原稿の投稿

- (1) 原稿はすべて未発表のものに限ります。
- (2) 投稿に際しては、本規程、執筆要領、著作権規程等に従って下さい。
- (3) 投稿は、電子化されたファイルの形式で、編集委員長宛てに送付して下さい。その際、使用したワープロ・ソフト名を記入して下さい。なお、投稿後のファイルは返却いたしません。

3. 原稿の種別

原稿の種別は、以下の通りとします。投稿者は、投稿時に原稿の種別を編集長に知らせて下さい。

- (1) 原著 (original articles) : 理論的または実証的な研究成果を内容とするもので、先行研究をふまえ、学術的に妥当な方法論に則って、新しい知見を提出している未発表の独創的な論文。原則として査読の対象となります。
- (2) 総説 (review articles) : 特定の研究主題に関する研究動向や研究成果をまとめたもので、当該研究活動の啓蒙と発展に役立つ内容を含む未発表のもの。原則として査読の対象となります。
- (3) 研究論文 (research and discussion) : 当該分野における実証的考察、あるいは理論的に新たな示唆や問題提起等を含む論文であって、未発表のもの。学術的な価値の認められる研究上の資料をまとめたものを含む。
- (4) 事例報告 (case report) : 地域や経営での取り組み事例などを記述し検討をくわえたもので、未発表のもの。
- (5) 書評 (book review)
- (6) その他

4. 原稿の採否

- (1) 原稿の採否は、編集委員が査読のうえ、編集長が決定します。
- (2) 編集長は、採用に際して投稿の種別、原稿の一部について、変更、補足、修正を求めることができます。

5. 著作権について

- (1) 掲載された原稿の著作権は、著作者人格権を除き日本医療福祉政策学会に帰属します。著作権の運用は、別途定められた「日本医療福祉政策学会著作権規程」により行われます。これにより、日本医療福祉政策学会は、本会報に掲載された原稿を電子媒体等により公表することができます。
- (2) 掲載にあたり著者（共同執筆者を含む）は、「日本医療福祉政策学会著作権規程」に従い、著作権に関わる所定の書面（「誓約書・著作権移譲承諾書」）を提出して下さい。

6. 投稿の際の注意点

- (1) 投稿者は、プライバシーの保護および倫理指針等に十分に配慮して下さい。各機関の倫理委員会等の承認を得た場合は、本文中ないし原稿の末尾において、その旨を明記して下さい。
- (2) 投稿者に利益相反が生じる可能性がある場合、本文中ないし原稿の末尾において、利益相反関係がないことを明記して下さい。編集委員会の判断により、投稿者に対して、過去1年間における利益相反関係に係る報告を求める場合もあります。
- (3) 投稿者は、第三者の著作権が侵害されることのないよう、最大限留意して下さい。
- (4) 掲載論文は、一つの号で完結するものとし、分割して掲載することは原則として行わないで下さい。ただし、編集長が特別に認める場合は、分割して掲載することができます。

7. 掲載料および別刷について

- (1) 掲載料はありません。
- (2) 別刷は作成しません。ただし、希望があれば、pdfファイル等の電子データを著者あるいは著者代表にお渡しします。

8. 投稿規程の改廃

本投稿規程の改廃は編集委員会が行い、幹事会に報告することとします。

付則 本投稿規程は2001年8月1日から適用します。

2001年6月24日改定

2002年9月8日原稿送付先のみ訂正

2003年9月7日改定即日適用

2004年2月22日改定内容取り決め66号編集に適用、5月1日改定成文確定

2013年9月30日改定

2014年12月6日改定

2015年3月9日改定

2016年4月11日改定

2017年4月1日改定

『医療福祉政策研究』執筆要領

1. 原稿の書式

- (1) 原稿は、パソコン・ワープロにて作成してください。
- (2) 原稿の大きさはA4判、縦置き、横書きとしてください。
- (3) フォント、行数・文字数、余白等については、通常用いられる様式に従ってください。
- (4) 英文・数字は半角を使用して下さい。
- (5) 数字の表記は原則として算用数字とします。年号表記は西暦を原則としますが、元号も必要に応じて認めます。
- (6) 必要に応じて章や節や項に分けてください。
- (7) 原稿の冒頭に、題名（和文および英文）、氏名、所属、和文要約（200字以内）、キーワード（5つまで、和文・英文）、を添付してください。なお、英文抄録（300語程度）の添付を歓迎いたします。

2. 字数制限

- (1) 原著：40,000字以内。図表も枚数に含みます。図表は、およそ1点を800字に換算して下さい。
- (2) 総説：40,000字以内。図表も枚数に含みます。図表は、およそ1点を800字に換算して下さい。
- (3) 研究論文：40,000字以内。図表も字数に含みます。図表は、1点をおよそ800文字に換算して下さい。
- (4) 事例報告：40,000字以内。図表も字数に含みます。図表は、1点をおよそ800文字に換算して下さい。
- (5) 書評：4,000字程度。
- (6) その他：字数は個別に対応しますので、編集委員長までご相談下さい。

3. 脚注および参考文献

- (1) 脚注を挿入する場合は、挿入箇所に右肩上付きで、かつ(1)(2)のように通し番号を入れたうえで、論文末尾に一括して掲示してください。
- (2) 文献名等を略記で示した場合は、論文の最終部分において、外国語はアルファベット順で、また日本語はあいうえお順でそれぞれ分けたうえで、統一した形式で文献名等を掲げてください。
- (3) ウェブサイト等を参照した場合は、脚注ないし参考文献欄において、最終閲覧日を明記して下さい。

4. 校正について

(1) 投稿者による校正は、初校の時に1回行います。ただし、査読を必要とする原稿については、査読結果を受けて提出された原稿に対して、校正を1回行います。

(2) 投稿者は、校正時に原稿をみだりに変更してはいけません。

5. 原稿は、電子ファイルにて、当該号の原稿募集の際に指示されたアドレスに送信することによって投稿して下さい。

6. 本投稿規程の改廃は編集委員会が行い、幹事会に報告することとします。